

第3回佐倉市地域福祉計画推進委員会 議事録

開催日時	令和5年7月25日（火） 午前10時00分～11時40分
開催場所	佐倉市役所議会棟第4委員会室
出席者	石原 茂樹委員、宇田川 光三委員、川根 紀夫委員、黒田 聡委員、 小林 眞智子委員、近藤 美貴委員、住吉 アキ子委員、 中田 加苗委員、深沢 孝志委員
欠席者	なし
事務局	山本 淳子（福祉部長）、小林 知明（社会福祉課長）、下地 正史 （社会福祉課管理班長）、橋口 庄二（社会福祉課主査補）、村石 祐 一（社会福祉課主査補）、関 光一郎（社会福祉課主任主事）
議 題	1. 議事 （1）第5次佐倉市地域福祉計画について
配布資料	資料1 第5次佐倉市地域福祉計画の概要（案） 資料2 第5次佐倉市地域福祉計画の基本理念・基本目標の概要（案）
傍聴人	なし

1. 開 会

今回の議事録確認者は、小林会長と深沢委員の2名であることが確認された。

2. 議事

（1）第5次佐倉市地域福祉計画について

資料1及び資料2に基づき、事務局から説明を行った。

○意見、質疑等

【会長】

- ・ 事務局から説明があった。これについてご意見、ご質問をお願いします。

【委員】

- ・ 基本目標5が入ったことによって、基本目標1が「各福祉分野の取組を進め、連携を強化します」から「権利擁護と人権尊重の取組を進めます」に変わったが、ここでは成年後見などがメインになるのか。成年後見に関しては、現在いろいろと取りざたされており、改正の予定があるようだが、そうした内容をここで取り上げるものか。

【事務局】

- ・ 第4次計画の4つの基本目標は、社会福祉法に定められた市町村地域福祉計画の4つの記載事項に対応している。法改正で包括的な支援体制の整備に

関することが計画の記載事項として独立したことを受け、第5次計画ではその部分に対応する基本目標5をたてることとした。

- ・ 基本目標1は、法定の記載事項「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」に対応するもので、第4次計画では、ここで包括的な支援体制の整備について記載していた。その部分を、第5次計画では基本目標5に整理し直す一方、基本目標1では、地域福祉の各分野で「共通して取り組むべき事項」、共通基盤となる考え方として、権利擁護と人権尊重について記載することとしたもの。

【委員】

- ・ 佐倉市と人口規模の近い習志野市では、SDGsに関し、基本構想の将来都市像を「未来のために ～みんながやさしきでつながるまち～ 習志野」としており、わかりやすい。このように、皆が共感できるキャッチフレーズのようなものがまず必要だと思う。佐倉市の地域福祉計画では、福祉に限らない市全体としての考えが見えてこないように感じる。
- ・ 体系化されてきた点は評価するが、更に皆に伝わるような方法を求めたい。
- ・ 習志野市では「まちづくり出前講座」（同市HPでは「市職員が皆さんの勉強会に出向いて市政についてお話する」と案内）というものを実施しており、福祉も含めた各分野で取り組んでいる。市民に受け入れられるのは、こういったものだと思う。

【委員】

- ・ 総合計画と個別計画の整合性、他の部署や自治会、社協など関連団体との連携といったものを強く求めたい。
- ・ 「現状と課題」として人口減少、少子高齢化が挙げられているが、福祉活動に取り組む高齢者なども多く、高齢化をマイナス思考で捉えない記載のしかたを工夫してほしい。
- ・ 基本目標2に関連し、資料に「情報格差に対する効果的な情報発信」とあるが、これはどのようなことを指しているか。

【事務局】

- ・ 基本目標2の施策「情報化の推進」においては、将来の地域福祉の担い手に向けたSNS等による情報発信、市社協を通じた高齢者へのIT支援ボランティアの要員募集、外国人に対する優しい日本語による案内などを取り上げる予定。

【委員】

- ・ コロナ禍について、どのような記載になるのか。確かにコロナ禍で地域の福祉活動が停滞し、壊れていった側面はあるが、それが果たして今後も続くのか。

また、担い手が減少する中で、社会福祉法人の果たす役割が大変大きいものであることはわかるが、それが「地域福祉の担い手不足の現状と課題」という項目のなかでどのように記載されるのか。そうしたことが気になった。

- ・ 「第4次計画期間中に表出した課題」として挙げられているものは、いずれもコロナ禍以前からの課題であり、コロナ禍との関連で記載するならば、誤解を招かないような配慮を要する。

【委員】

- ・ コロナ禍の大きな影響としては、人が集まれなくなったこと。福祉でも子育てでも変化はあった。今後もそれが続くはわからないが、課題を整理して記載はすべきかと考える。
- ・ コミュニケーションに乗り切れない人たちへ、何らかのかたちで手を差し伸べなければならない。そういった面の課題と、それに対する施策を、第1章か第2章のあたりに盛り込んでほしい。

【委員】

- ・ 重点施策として「アウトリーチ型の相談支援体制」を取り上げているが、ここに記載される地域福祉コーディネーターは、市社協の事業。行政としての何らかの方針も示されるべきではないか。
- ・ SDGs について、市民にわかりやすく伝わるようにしてほしい。
- ・ コロナ禍の影響を計画期間において引きずり続けるわけにはいかないので、書きぶりが難しいのではないかと思う。
- ・ 課題として人口減少、少子高齢化を挙げている一方で、子育てに関する記載が少ないように感じる。

【委員】

- ・ 重点施策について、実施するのが市社協だったとしても、あくまでも市としての施策に基づくものであるべきところ、資料ではそこがはっきりしない。

【事務局】

- ・ 「地域福祉コーディネーター」という言葉が独り歩きしてしまっている部分はあるが、先に動画配信した地域福祉フォーラムで、市社協がモデル事業として実施している地域福祉コーディネーター事業について、市としても有意義なものと考えているという発信をしたところ。
- ・ 包括的な支援体制の整備については、法改正で重層的支援体制整備事業が用意されたが、これを実施するためのハードルはかなり高い。では、どのように体制を整備していくのか。以前開催した庁内の担当者会議でも確認されたことだが、佐倉市の相談機関の現状としては、生活困窮、高齢者、障害者、子育てといった各分野の中身は充実している。そこで、これらがいかに連携していけ

るか、また、相談につながっていない方や、制度のはざまに困っている方を、いかに支援につなげていけるかということに、市としては重点を置くべきと考えた。ここではアウトリーチという言葉を使っているが、そういった方、引きこもりの方などについて、民生委員や地域の方から話が出た時に、すぐに状況を把握し、然るべきところにつないでいける体制を目指している。市社協の地域福祉コーディネーターについては、それに近いものと捉えているが、市としてそうした体制を築いていきたいということ。

【委員】

- ・ 地元で地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの違いを聞かれることがよくある。しかし、聞かれても、「地域福祉コーディネーターは市社協、生活支援コーディネーターは地域包括支援センター」としか答えられなかった。今の事務局の説明が、市民に伝わるような書きぶりを考えてほしい。

【委員】

- ・ 今回、災害時の体制づくりが組み入れられた点を評価する。個別支援計画、要避難者名簿、障害手帳等、全てが重層的にからむところなので、重視してほしい。

【委員】

- ・ アウトリーチ型の相談支援体制というものの自体、引きこもりの方や支援につながらない方、はざまにいる方をどう支援するか、国でもあいまいなところがある。行政も、どこまで委託をするかなど、県内の自治体でもまだまだ取組が進んでいない状況。そうした中、地域福祉計画にどのように記載するかというのは大変難しいことだと思うが、今回の案では、地域福祉コーディネーターという言葉を使っていて、私はわかりやすい印象を持った。制度が明確でない中でも、一般の方にどうわかっていただくか、表記のしかたを検討してほしい。

【委員】

- ・ 重点施策としてアウトリーチ型の相談支援体制を取り上げたということで、出口としては非常に力強いが、そこに至る入口が明確でない。事務局の設問を逆にとると、現状は、相談につながっていない方や、制度のはざまに困っている方への支援が不足しているということ。そうした課題があり、その解決のための重点施策なのだということを明確にしたほうがよい。

【委員】

- ・ 先ほども話題に出たが、コロナ禍で顕在化した課題として挙げられているのは、もともと課題としてあったものが、制限された生活の中で急速に進行し、慌てて対応を迫られているもの。コロナを理由にして終わってしまうものでは

なく、書きぶりをよく考える必要がある。

- ・ 未来につながっていくのは子供だが、案ではその子供についての施策が目立たないように感じる。

【委員】

- ・ 重点施策について。「支援に自分からアクセスできない人がいる、だからこのようにしなければいけない」という相談支援機能の「あり方」と、アウトリーチという「やり方」。この「あり方」と「やり方」は、厳密に分けて書くことで整理がつくと思う。
- ・ 委託事業だとしても、市社協が受注すればできるが、そうでなければできないということでは、行政計画として意味がない。受託者により事業が左右されるべきものではないので、圏域における地域福祉センターの役割を整理しておく必要がある。

【委員】

- ・ 制度のはざまにいる方等の支援に関し、重点施策で地域福祉コーディネーターの役割が書かれているが、中核地域生活支援センターや生活困窮者自立支援制度との役割分担、各分野の連携のあり方などが、ここからは見えにくい。連携する先は、資料にある生活支援コーディネーターだけではないはず。
- ・ 佐倉市は、各分野の相談機関は充実しているが、横の連携がまだ足りない。少しずつ改善はしているのかもしれないが、まず考え方を確立し、各分野がそれに基づいてしっかり取り組むということでない、なかなか変わっていかないのではないか。生活支援コーディネーターも、当初は高齢者分野に特化していたが、それでは済まない現状があり、少しずつ変わってきている。そのように、各機関において、主とする分野以外の部分にどのように対応していくのか、意識や考え方を統一していかないと変わっていかないと、そこを示すのが行政の役割なのではないか。

【委員】

- ・ どの基本目標をとっても、他の部署との関連が強く、福祉だけで完結するのは1つもない。すぐに実現するかどうかは別としても、関連する部署との日常における連携、情報の共有化といったようなことを、地域のために、具体的にどうしていったらよいか、どこかに入れてほしいと思う。

【委員】

- ・ 5つの基本目標の中で、基本目標5だけ突出して施策が多い。計画書の体裁としてはいかがなものかという気がするが、これには何か理由があるのか。

【事務局】

- ・ 各基本目標に関連する施策を挙げていったところ、基本目標5に関しては、広く各分野に関係するため、結果としてこのようになったもの。

【委員】

- ・ 基本目標5の「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します」というのは、社会福祉法第107条第1項の第5号をそのままもってきたもので、相当範囲が広いと理解している。

【委員】

- ・ 各基本目標に「目指す姿」の記載があるが、非常に抽象的で、イメージしにくい。また、今回、課題に対し佐倉市でできることは何か、これまでを振り返りながら考えると、結局、連携というものが不足している。先の地域福祉フォーラムで、調布市社協の地域福祉コーディネーターの事例発表があったが、あちらは連携がしっかりしていると感じられた。そうすると、いざという時にどういった動きになるか、市民もイメージしやすい。一方、佐倉市はイメージしにくい。佐倉に住んでよかった、充実しているということを言いたいが、そのようになっていないのが残念。

【委員】

- ・ 千葉県には「福祉のまちづくり条例」があり、そこには福祉のまちという大きなイメージがある。一方、この地域福祉計画では、福祉分野の共通事項をまとめた中に、相談体制や住民参加といったことが出てきて、自治会の重要さなども話題になるが、福祉分野の基盤計画であるという制約が課されている。少し大きな視点で、地域福祉計画を考えるべき時期が来たのではないか。福祉以外の分野も重要であり、その人たちの参加が無いと、地域福祉は成り立たない。市社協は、地域福祉コーディネーター事業で、様々な層の人たちに関与してもらおうと頑張っているが、その拠り所が地域福祉の計画でしかないというのはどうなのか、これをどのように発展させるかという視点で、いずれは議論できるとよいと思う。

【委員】

- ・ 目標があり、課題があり、取組が記載される訳だが、そこに、福祉以外の分野も含めて、連携すべき関連団体や組織、また、連携しての取組の事例などの記載があれば、最終的に目指す姿につながっていく流れがわかるのではないか。

【委員】

- ・ 市民意識調査の結果や意見が、地域福祉計画にどう反映しているのか。市民

の目で見ると、わかりにくい。現計画から次期計画へ、意見を取り入れながら、少しずつ良い方向に向かっているというのが見えるとよいと思う。

【委員】

- ・ 基本目標1の主な取組「人権教育・啓発の推進」で「LGBT」に触れているが、最近「LGBTQ」というように、範囲が広がってきた。「LGBT」で止めているのは、何か理由があるのか。

【事務局】

- ・ 現時点での事務局の認識として「LGBT」としたが、ご意見をいただいたので、表現は精査したい。

【委員】

- ・ 市社協では、先日、初めて遺贈の相談を受けた。終活、遺贈というかたちでの社会貢献をしたいという方に、適切な支援をするといったことも、どこかにあると良いのではないか

【委員】

- ・ 基本目標3の主な取組「寄附や募金等の取組・活用」に、寄附・募金活動の推進とある。現計画にも記載があるものだが、これを行政計画に記載するというのは、どういった意味合いなのか。

【事務局】

- ・ 行政計画ではあるが、行政に限らず、様々な立ち位置から地域福祉に関わっていくという視点で策定しているもの。

【会長】

- ・ 他にご意見、質問はないか。本日も、様々なご意見をいただいた。これに基づき、事務局はまた検討を。皆さん、ありがとうございました。

3. 閉 会